

# 法人の登記記録確認時の こんなときどうする!?

法人の登記記録確認時によくみられる対応に迷う事例を挙げ、そのポイントを解説します。

くどう行政法務事務所  
行政書士 工藤篤志

取引時確認のため  
目的欄を確認したら  
関係のない事業内容が複数  
登記されていた



CASE 1

## 法

人の事業内容は、取引時確認でもチェックする重要な項目です。金融機関の担当者には、事業内容を登記事項証明書や定款できちんと確認することが求められます。

法人は一定の目的があって設立されていますから、原則としてその目的の範囲内でしか活動(事業)ができません。ただ、この「目的の範囲内」をどのように解釈するかは議論があります。

目的欄については、一般的には定款に書かれた目的だけでなく、その目的を遂行するうえで直接ま

たは間接に必要な行為であれば、すべて事業内容としてみなされるとされます。

金融機関では預金口座開設時や融資取引時などに、法人登記記録の目的欄と現実に着手している業務が相違ないか確認しています。が、目的欄の事業内容どおりであるか厳格に判断せず、ある程度、関連業務や周辺業務についても事業内容に含まれると考えてチェックすることがポイントになります。

## 現実に行う事業内容と 関係のない事業内容を確認

法人の中には、本ケースのように「目的の範囲内でしか事業を行うことができない」と考えて、欲張って目的欄に様々な事業内容を書いているところがよく見られます。

例えば、ある居酒屋のケースでは、一般的な事業内容といえる「飲食店経営」「食品の製造販売」だけでなく、経営者が、近いうちに食品の輸入販売も行いたい、将

来的には食品と合わせて可愛い雑貨も輸入してセレクトショップを開きたい、さらには資産運用として不動産経営も行いたい、保険を取り扱うと儲かるらしいから保険代理店も営みたい、流行の風力発電も興味がある、将来のエネルギーとしてバイオマス開発への関心が高い——などと考えて、「食品の輸入販売」「不動産経営」「保険代理業」「風力発電事業」「バイオマスの開発」など、目的欄に様々な事業内容を盛り込んでいました。

法人設立後にやりたいことが増えた場合には「目的変更の登記」が必要です。しかも、この登記費用は1件3万円と安くはないため、この居酒屋のように「最初から事業内容をいろいろ網羅しておこう」という心情も理解できます。しかし、このようなケースではそもそも本来の主力業務が不明確になってしまい、それをチェックする金融機関としても、注意が必要になるでしょう。

本ケースのような法人が預金口